

別記

個人情報等取扱特記事項 (個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書)

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報及び特定個人情報（以下これらを「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

2 発注者から受注者に貸与された個人情報等の取扱いについては、契約条項に定めるほか、この個人情報等取扱特記事項（個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書）（以下「本特記事項」という。）の定めによるものとする。ただし、契約条項において本特記事項と異なる定めがなされている場合は、本特記事項が優先して適用されるものとする。

(定義)

第2条 本特記事項において、個人情報とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 本特記事項において、特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(個人情報等の取扱いの委託)

第3条 発注者は、受注者に対し、本件業務の遂行に必要な最小限度において、個人情報等の取扱いを委託する。

(秘密保持義務)

第4条 受注者は、個人情報等を秘密に保持し、発注者の書面による事前の承諾なくして、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合はこの限りではない。

(1) 法律上開示を義務付けられた場合

(2) 政府、裁判所その他の公的機関から開示命令、開示要請を受けた場合

2 受注者は、個人情報等の秘密保持に関する規程等を整備し、その指揮監督下にある全ての者から在職中及び退職後における個人情報等秘密保持の誓約書の徴求を行うとともにその他必要な措置を講じ、個人情報等の保護管理に一切の責任を負う。

(保有の制限等)

第5条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、あらかじめ本人に対し業務の目的を明示しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 受注者は、個人情報等を、発注者の書面による事前の承諾なくして、本件業務の目的以外に利用、加工又は第三者に外部提供してはならない。

- 2 受注者は、個人情報等を、本件業務の目的以外で複写、複製してはならず、本件業務の目的の範囲内であっても複写、複製を最小限にとどめるものとする。

(搬出の禁止)

第7条 受注者は、個人情報等を発注者の事前の承諾なく業務の現場から搬出してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、個人情報等の取扱いにつき次の安全管理措置を講じるものとする。

(1) 組織的安全管理措置

- ① 個人情報等管理責任者などの組織体制の整備
- ② 個人情報等の安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に沿った運用
- ③ 個人情報等の取扱状況を確認する手段の整備
- ④ 個人情報等の安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤ 事故又は違反が生じた場合の発注者に対する連絡、報告など対処方法の策定

(2) 人的安全管理措置

- ① 従業員の雇用及び契約時における誓約書その他非開示契約の締結
- ② 従業員に対する個人情報等の保護に関する教育・訓練の実施

(3) 物理的安全管理措置

- ① 入退館（室）管理の実施
- ② 施錠管理、所定の場所からのパソコン、個人情報等の記録媒体等の持ち出し禁止など個人情報等の漏えい、盗難等に対する対策
- ③ 機器・装置等の物理的な保護
- ④ 個人情報等の移送時の対策
- ⑤ 個人情報等ファイルの復元不可能な手段での削除及び電子媒体等の完全な廃棄

(4) 技術的安全管理措置

- ① 個人情報等へのアクセスにおける識別と認証
- ② 個人情報等へのアクセス制御
- ③ 個人情報等へのアクセス記録
- ④ 個人情報等を取り扱う情報システムに対する不正アクセス等防止
- ⑤ 個人情報等の通信時の対策
- ⑥ 個人情報等の漏えい等の防止

(個人情報等を取り扱う従業者)

第9条 受注者は、個人情報等の管理に関する責任者及び個人情報等を取り扱う担当者をそれぞれ定めるものとする。

2 前項の責任者は、受注者における特定個人情報の目的外利用、第三者への外部提供又は情報漏えい等が発生しないよう適切な措置を講ずるものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なくして、本件業務の一部又は全部を第三者に業務委託し、又は、請け負わせてはならない。

2 受注者が、発注者の書面による事前の承諾を得て、本件業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は、請け負わせる場合には、受注者は、当該第三者に対して、個人情報等について本特記事項における受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 前項において取り扱う情報が特定個人情報を含むとき、発注者は、受注者が当該第三者に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

(報告及び調査)

第11条 発注者は、必要に応じて、受注者に対し、個人情報等の取扱状況に関する発注者が指定する事項について書面により報告を求め、その検査をすることができる。

2 発注者は、必要と認める場合には、受注者に対し、委託業務を行う場所及び個人情報等を保管する施設その他個人情報等を取り扱う場所に立ち入り、個人情報等の管理状況を検査することができる。

3 受注者は、発注者から前2項に規定する報告又は検査の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料の返還及び廃棄)

第12条 受注者は、個人情報等が表示、記載又は記録された書面、写真及びデータその他一切の資料（複写物、複製物を含む。）については、保存期間経過後あるいは原契約終了後のいずれか早い時点後、速やかに、返還又は廃棄するものとする。

(個人情報等が記載された資料の廃棄手続き)

第13条 前条において、個人情報等が記載された資料を廃棄する場合には、次の手続きによるものとする。

(1) 受注者は、個人情報等が記載された書面等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。

(2) 受注者は、個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の復元不可能な手段を採用する。

(3) 受注者は、特定個人情報を廃棄した場合には、廃棄した記録を保存するとともに、

発注者に対して廃棄したことに関する証明書を交付する。

(存続期間)

第14条 本特記事項に基づいて受注者が負担する一切の義務は、原契約終了後5年間存続する。

(事故発生時の報告)

第15条 受注者は、発注者から貸与を受けた個人情報等を紛失又は漏えいする等事故が発生した場合若しくはそのおそれがある場合は、受注者は直ちにその旨を発注者に報告するものとし、発注者及び受注者は、協力して事故対応に当たるものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第16条 受注者が、本特記事項に違反して個人情報等を利用等し、又は個人情報等を第三者に開示若しくは外部提供した場合には、発注者は受注者に対し、契約の解除及び現実には被った損害額を請求することができる。ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(合意管轄)

第17条 発注者及び受注者は、本特記事項に関して生じた紛争に関して、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。